

あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう、柔道整復の
業及び施術所に関する広告について

- あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう、柔道整復の業及び施術所については、次の事項のみ広告できます。(これ以外の内容は記載できません。)

区分 広告できる事項	あん摩マッサージ指圧、 はり、きゅう	柔道整復
①業務の種類	○ (あん摩、マッサージ、指圧、 はり、きゅう業)	
②施術者である旨、施術者の氏名 及び住所	○	○
③施術所の名称、電話番号、所在 の場所を表示する事項	○	○
④施術日、施術時間	○	○
⑤医療保険療養費支給申請がで きる旨	○ (申請については、医師の 同意が必要な旨を明示)	○ (脱臼・骨折の患部の施術に 係る申請については、医師 の同意が必要な旨を明示)
⑥予約による施術の実施	○	○
⑦休日・夜間の施術の実施	○	○
⑧出張による施術の実施	○	○
⑨駐車設備に関する事項	○	○
⑩その他	○ (もみりようじ、やいと、え つ、小児鍼)	○ (ほねつぎ、接骨)
<p>※なお、施術者の技能、施術方法、経歴に関する広告は禁止。 ※違反の場合は、30万円以下の罰金。</p>		

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条、柔道整復師法第24条)